

京成不動産の

『相続・事業承継』 オンラインセミナー

安心のブランド



YouTube で常時配信！

『家族信託』
『節税対策』
『事業承継』

3つの
テーマを
基礎から
学ぶ！

お申込み不要、いつでも基礎から
各テーマを学べます！

※視聴方法は弊社コンサルティングサイトをご参照ください。

京成 資産 検索

毎週土曜日ライブ配信！

事例で学ぶ！

AM 10:00~12:00 配信

『家族信託』
&
『節税対策』

毎週・毎回、違った事例をご紹介します。
一話完結型なので、いまから視聴でも大丈夫！

要申込・登録

視聴料無料



大切な財産の
『承継』『節税』
のお話です
是非、ご家族の皆様で
ご視聴ください！

最新情報チェック&セミナー視聴申込みは

京成 資産 検索

視聴申込みは、弊社コンサルティングサイトのほか、お電話、QRコードでも受け付けています！

京成不動産株式会社 企画営業部

0120-557-367

FAX : 03-3690-5415 / Mail : consul@keisei-land.co.jp

京成不動産株式会社 〒125-0062 東京都葛飾区青戸3-37-15 京成青戸ビル5階
(一社) 不動産流通経営協会会員・(公社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟・国土交通大臣(5)第5540号



こちらの QR コードで
視聴申込みいただけます

ニュービジネスが進化

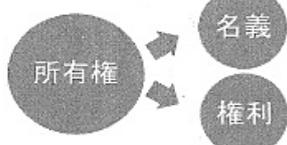
コロナ危機後に飛躍か

空室・空き地活用や家賃保証など、近年は不動産業界でニュービジネスが目立ってきた。コロナ危機後の進化も、その一環として進んでいる。新型コロナウイルス収束後は変化の激しい市場で、更なる飛躍を遂げる可能性がある。(井川弘子)

家族信託、事業承継にも

京成電鉄グループの京成不動産(東京都葛飾区)は、自企業経営者向けの事業承継コアカンサルにも領域を広げている。家族信託・民事信託は、信託という仕組みの肝は、信託財産を名義(信託財産を管理・運用・処分する権限を持つ人)に分離できる点だ。この点を活用すれば、事業承継の場合、自社を信託財産とし、「名義」経営(社長)と「権利」経営(株主)を分けることができる。信託財産を名義(信託財産を管理・運用・処分する権限を持つ人)に分離できる点だ。この点を活用すれば、事業承継の場合、自社を信託財産とし、「名義」経営(社長)と「権利」経営(株主)を分けることができる。

【民法上の財産】 【信託法上の財産】



京成電鉄グループの京成不動産(東京都葛飾区)は、自企業経営者向けの事業承継コアカンサルにも領域を広げている。家族信託・民事信託は、信託という仕組みの肝は、信託財産を名義(信託財産を管理・運用・処分する権限を持つ人)に分離できる点だ。この点を活用すれば、事業承継の場合、自社を信託財産とし、「名義」経営(社長)と「権利」経営(株主)を分けることができる。信託財産を名義(信託財産を管理・運用・処分する権限を持つ人)に分離できる点だ。この点を活用すれば、事業承継の場合、自社を信託財産とし、「名義」経営(社長)と「権利」経営(株主)を分けることができる。

(自社の評価が高い株を移す負担が大きい)など、とらやかに譲渡が難しく、仕切るを得なかった。同社では、「信託の分離機能は事業承継にマッチする」とは確信。引き継ぎセミナーテーマで取り上げ、受講をうけていきたい」と話す。

超高齢化社会の到来を背景に、新しい財産の管理・承継方法

『家族信託』

が注目されています。

京成不動産では、毎週オンラインで新鮮な情報をライブ配信中です。

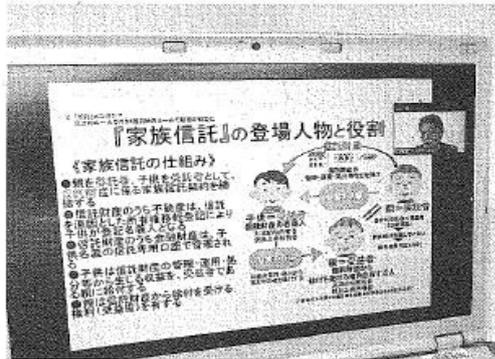
ご家族の皆様で、是非ご視聴ください！

※ご視聴いただくには事前のお申し込みが必要です

京成 資産

検索

京成不動産 家族信託セミナーに100名初のオンラインに手応え コロナ対策、家族での視聴も



日曜日の日中に開催。40代から70代まで幅広い世代が視聴

家族信託のコンサルティンクを手掛けている京成不動産(東京都葛飾区)は4月26日、「家族信託を学ぶ」をテーマに初のオンラインセミナーを開いた。同社は家族信託の普及に力を入れており、3年ほど前からオーナーや事業者向けに、100回を超える家族信託の定期セミナーを開催してきたが、新型コロナウイルス感染症防止対策として、オンラインに切り替えた。参加者(視聴者)は100名で、「従来よりも圧倒的に多かった」(同社)という。その背景としては、そもそも潜在需要が高いことに加え、今回のコロナ騒動で健康被害が所有財産に及ぼす影響について情報収集意欲が高まっていること、自宅で気軽に参加できることなどが推測される。同社では、代表者が申し込み、家族で視聴するケースも多かったと見られる。今後はユーザーのオンラインでの情報取得が主流になると見て、同社ではコロナ収束後もこうしたオンラインによる情報発信は定期的に行っていく予定だ。

今回のセミナーでは、同社企画営業部の田村豊氏が講師を務め、民法と比較しながら家族信託が登場した背景や仕組み、メリット・デメリット、導入実例などを解説した。家族信託とは、財産の処分や管理を信頼できる家族に託しておくもの。田村氏はセミナーの中で、最大のポイントとして「民法上の財産は『所有権』だが、信託法上の信託財産は『権利』(受益権)と『名義』(名義人)の信託財産から給付を得る権利」と「名義」(名義人)と「権利」(受益権)に分離可能である点」と指摘。更にこうした仕組みは不動産などの資産の承継だけでなく、企業経営者の事業承継にも有効である点も説明した。同社は京成線沿線で地域密着型営業を展開している不動産仲介会社。家族信託コンサル事業での組成実績は50件超に上る。